

令和4年9月14日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

令和4年9月14日（水曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

鎌田礼二委員長

菅原善幸副委員長

阿部かほる委員

土見大介委員

小高洋委員

志賀勝利委員

出席議長団（1名）

山本進副議長

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市長 佐藤光樹

総務部長 佐藤俊幸

総務部
危機管理監 柴正浩

総務部次長
兼総務人事課長 鈴木康弘

総務部
財政課長 高橋数馬

市民生活部
税務課長 鈴木忠一

教育委員会
教育長 吉木修

教育委員会教育部
次長兼教育総務課長 小倉知美

選挙管理委員会
事務局長 伊藤英史

副市長 佐藤靖

市民生活部長 長峯清文

総務部
政策調整管理監
兼公民共創推進専門監
兼新型コロナウイルス
感染症対策専門監 末永量太

総務部
政策課長 木皿重之

総務部
管財契約課長 千葉貴幸

総務部総務人事課
総務係長 阿部俊弘

教育委員会
教育部長 鈴木康則

教育委員会教育部
生涯学習課長
兼文化スポーツ課長 武田光由

事務局出席職員氏名

事務局 長	相澤 和 広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡 美	議事調査係主査	梅森 佑 介

会議に付した事件

議案第 5 1 号 塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 2 号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 6 号 塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 7 号 令和 4 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 5 9 号 工事請負契約の締結について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会におきましては、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、発言の際にもマスクを外していただく必要はございません。また、議場の扉を開放するなどの感染症対策を行いますので、委員の皆様におかれましても感染症対策の徹底にご協力いただきますようお願い申し上げます。

傍聴者は、おりませんね。

本日の審査の議題は、議案第51号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第56号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第59号「工事請負契約の締結について」の5件であります。

これより議事に入ります。

議案第51号、第52号、第56号、第57号及び第59号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件は、塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例など、計5案件であります。

各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明させますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 それでは、私から、議案第51号「塩竈市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料をご用意いたします。

7ページをお開き願います。

1の概要でございますが、令和3年8月の人事院勧告での意見申出を受けました国の関連法

案の改正を踏まえまして、地方公務員の育児休業等に関する法律が、一部改正をされたことに伴い、本条例につきましての所要の改正を行おうとするものでございます。

2の主な改正内容について、ご説明を申し上げます。

初めに、(1)の育児休業の取得回数制限の緩和に伴う条例改正の内容についてでございます。育児休業の取得回数が、現行の1回から2回まで取得可能となったことに伴い、①といたしまして、再度の育児休業を取得するために必要としておりました育児休業等計画書の提出、こちらを不要とする規定を整備するとともに、②といたしまして、任期の更新となった場合に、再度の育児休業を取得できる対象に、新たに任期付職員を追加する規定を整備してございます。

次に、(2)の会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和についてでございます。

下の表をご覧くださいと存じます。

会計年度任用職員が、子の出生後8週間以内に育児休業を取得できる要件が、現行では、表の右から2番目でございますとおり、任用されていることが必要とされる期間が、子が1歳6か月に達する日以降までとなっておりますが、今回、表の一番右の改正後でございますとおり、子の出生後8週間と6月を経過する日以降までと短縮されるものでございます。

(3)の会計年度任用職員の子が、1歳以降の育児休業の取得の柔軟化についてでございます。

点線の図をご覧くださいと存じます。

例えば、保育所に入所できなかった等、特別な事情がある場合におきまして、現行では、会計年度任用職員の本人または、その配偶者が、子が1歳に到達する日まで育児休業を取得している場合のみ、1歳到達日以降に切れ目なく1歳6か月まで育児休業の再取得が可能となっているというのが、現行の制度でございます。

改正後におきましては、①の図のとおり、1歳到達日以降に会計年度任用職員の配偶者が、育児休業した際に、会計年度任用職員本人が、配偶者と交代で1歳到達日以降に間を空けて再取得が可能となったものでございます。

②でございますが、これまで、子が1歳到達日までに育児休業していないと再取得ができなかったものが、1歳到達日前に育児休業が終了していたとしても、1歳到達日以降も再取得が可能となるものでございます。

また、③のように、1歳到達日以降に間を空けてから再取得が可能であるので、このように

取得の柔軟化が図れるように、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正の概要については、以上でございますが、同じ資料No.19の1ページから6ページに改正条例の新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照をお願いいたします。

議案第51号の説明については、以上でございます。

続きまして、議案第52号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4、令和4年第3回塩竈市議会定例会議案をご用意いたします。

8ページをお開き願います。

本条例の一部改正につきましては、塩竈市特定復興産業集積区域におけます固定資産税課税免除の誤りに対します市の道義的責任を踏まえまして、市長の給料について、令和4年10月分を特例的に10%減額するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

なお、資料No.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料の8ページに改正条例の新旧対照表をお示ししておりますので、後ほどご参照をお願いいたします。

議案第52号につきましては、以上でございます。

総務人事課からは、以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○鎌田委員長 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○伊藤選挙管理委員会事務局長 引き続き、議案第56号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

資料No.4、令和4年第3回塩竈市議会定例会議案の15ページと資料No.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料の26ページをお開きください。主に資料No.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料の26ページを用いてご説明いたします。

1の概要ですが、本市では、市議会議員及び市長の選挙において、立候補の機会や選挙活動の均等を図るため、選挙運動用自動車の使用等の公費負担を行ってございます。公費負担の額は、国の公職選挙法施行例、いわゆる政令で定める公営単価に準じており、本年4月、公布された政令による公営単価引上げに伴い、現行条例の一部を改正しようとするものです。

2の改定しようとする公費負担区分を表にお示ししてございます。

①の選挙運動用自動車の使用費のうち、一般運送契約以外の自動車借入費と燃料費、②のビ

ラの作成費、③のポスターの作成費で、太線枠内の額に改定したいと考えてございます。改定額の根拠は、概して最近の物価の変動等を踏まえて見直された国の改定額と同額とし、③のポスター作成費の企画費17万5,870円については、国の引上げ率や令和元年度市議市長選の立候補者の執行実績を踏まえた額としてございます

また、参考までに、表の右列に選挙期間中の公費負担限度額を示しておりますが、特に③のポスターの作成費23万9,265円は、枠外の積算根拠にも記載のとおり、印刷費と企画費で算出したポスター1枚当たりの単価にポスター掲示場数を乗じたもので、この算定方法は、条例にももともと規定されておりますので、ご参照ください。

なお、今回の改定は、金額のみの改定となっており、条件等に変更はございません。

最後に、3の施行日は、公布の日としてございます。

ただいま説明した内容について、同じ議案資料の23ページから25ページが、条例の新旧対照表、資料No.4、令和4年第3回塩竈市議会定例会議案の15ページが改正条例案ですので、ご参照ください。

議案第56号についての説明は、以上です。ご審査よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 それでは、政策課から、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、政策課所管分について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料36ページをご覧いただきたいと思っております。

婚活支援事業について、ご説明いたします。

1の概要でございますが、本市の未婚率が、近隣市町と比較して高いことから、婚活情報提供ポータルサイトを立ち上げるとともに、宮城県が開設しているみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」の入会に係る費用の一部を補助することにより婚活を支援し、人口増加策の一助とするものでございます。

2の事業内容でございます。

まず、(1)の婚活情報提供ポータルサイトの立上げにつきましては、宮城県公式ホームページ上のみやぎ結婚婚活支援情報とリンク可能な婚活情報提供ポータルサイトを、塩竈市公式ホームページ上に立ち上げます。

(2)のみやぎ結婚支援センター「みやマリ！」の入会登録料に対する補助でございますが、

市内に住所を有する20歳から49歳までの独身の男女で、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」に入会し、婚活を行う方に対し、入会登録料1万1,000円の2分の1の金額を補助いたします。

なお、下段の囲みにつきましては、みやぎ結婚支援センター「みやマリ！」の事業内容等について、記載しておりますので、ご参照していただければと思います。

3の事業費及び財源内訳についてでございます。

事業費につきましては、27万5,000円でございます。財源内訳につきましては、一般財源で27万5,000円となります。事業費の内訳でございますが、本市婚姻受付件数につきましては、令和2年が154件でありました。新型コロナ前でございますが、平成30年では214件、平成29年では159件ございまして、その水準に近づけるために、今年度は、まず50人の支援を目標としております。そのため、こちらに記載しているとおりの積算といたしましては、1万1,000円掛ける2分の1の補助掛ける50人分というところで、27万5,000円となります。

恐れ入りますが、歳出内容を説明するため、資料No.18、令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書5ページ、6ページをお開きください。

第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費第18節負担金補助金及び交付金27万5,000円を婚活支援補助金として計上しております。

恐れ入りますが、再度、資料No.19をご覧ください。

下段に4の今後の予定について、記載しております。

本補正予算をお認めいただければ、令和4年10月に、婚活情報提供ポータルサイトの立上げ、補助事業の周知、補助金交付申請受付を開始させていただきたいと考えております。

婚活支援事業については、以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、教育総務課から、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、教育総務課に関わる部分をご説明いたします。

議案資料No.18、令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明資料及びNo.19、第3回塩竈市議会定例会議案資料をご用意いたします。

初めに、小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業について、ご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.19の第3回塩竈市議会定例会議案資料の47ページをお開き願います。

まず、1の概要ですが、新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中であって、学校内における感染症対策のさらなる強化を図るため、教室にウイルス除去対応空気清浄機を整備し、子供たちが、安心して学べる環境をつくろうとするものです。

2の整備台数等につきましては、空気清浄機90台を整備する予定としております。対象学年といたしましては、小学3年生、4年生、中学3年生であり、そのほかに特別支援学級用として32台、そのほかの学年や特別教室等で使用するものとして、19台となります。

3の事業費及び財源内訳ですが、事業費は1,029万6,000円、財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたします。

4の今後の予定ですが、本定例会において補正予算をお認めいただきましたら、10月に契約手続を行いまして、11月以降に購入し、配置していきたいと考えております。

なお、5のその他にありますとおり、4月臨時会におきまして補正予算を計上し、臨時交付金を活用しまして、小学1年生及び2年生の教室に空気清浄機を整備して、現在、活用しているところでございます。

次に、歳入歳出について、ご説明いたします。

資料No.18の令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の15ページ、16ページをご覧ください。

説明の都合上、歳出からご説明いたします。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費第17節備品購入費の1,029万6,000円を増額補正しようとするものでございます。これは、右の事業内訳欄に記載されております小中学校新型コロナウイルス感染症対策事業ですが、先ほどご説明しました小中学校にウイルス除去対応空気清浄機を購入するためのものであります。

次に、歳入についてです。

同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第15款国庫支出金第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億2,285万円のうち、1,029万6,000円を増額補正するものでございます。

教育総務課から議案第57号の説明は、以上となります。ご審査について、よろしく願います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 続きます、一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分について、ご説明いたします。

資料No.17、それから資料No.19、こちらをご準備願います。

まず、資料No.19の48ページをお開き願います。

塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者選定に向けた取組についてでございます。

1の概要でございます。

塩竈市体育館温水プールにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。令和4年度末で、5期目の指定管理期間が満了するため、次期指定管理者候補者の選定を行おうとするものです。

2の指定管理者候補者の選定についてでございます。

(1)の選定方法についてです。指定管理者候補者の選定に当たっては、塩竈市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により、公募型プロポーザル方式の採用を予定しております。

(2)の指定期間でございます。本市の指定管理者導入の手引によりますと、5年間を標準的な指定期間としておりますことから、5期同様、6期目も5年間とすることとしております。参考としまして、これまでの指定管理期間を下記に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)の選定委員会の設置です。候補者の選定のほか、募集要項や選定基準を決定するため、選定委員会を設置します。

(4)の債務負担行為限度額の設定です。指定管理料の限度額を設定しております。

3の事業費及び財源内訳をご覧ください。

令和4年度から令和9年度の債務負担額として4億3,850万円の限度額を設定しております。この金額は、5年間分の指定管理料の上限です。1年当たりの上限は、8,770万円です。

続きます、資料No.17、補正予算書の4ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正の1、追加の欄の3段目に、体育施設管理運営業務委託として、ただいまご説明いたしました4億3,850万円を計上しております。

恐れ入ります、資料No.19の48ページにお戻りください。

4の今後の予定でございます。

予算をお認めいただければ、直ちにプロポーザルの工事説明会開催を行い、11月にプレゼン

テーションを行い、指定管理者候補者を選定し、12月定例会に関係議案を提出する予定でございます。12月定例会でそちらの議案お認めいただければ、年明けの令和5年1月に協定締結、4月から6期目の運営開始となる予定です。

一般会計補正予算のうち、文化スポーツ課分につきましては、以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

○鎌田委員長 高橋財政課長。

○高橋総務部財政課長 それでは、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、財政課所管分について、ご説明いたします。

資料No.18、令和4年度塩竈市一般会計特別会計補正予算説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

今回の補正予算に係ります所要一般財源等について、ご説明いたします。

歳入の第19款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金につきまして、3,532万2,000円の増額補正をするものでございます。

財政課所管の補正予算の説明は、以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 それでは、議案第59号「工事請負契約の締結について」、資料No.4及び資料No.19でご説明いたします。

まず、資料No.4、令和4年第3回塩竈市議会定例会議案16ページをお開きください。最終ページとなります。

工事名は、塩竈市立第二中学校長寿命化改良工事（I期・建築）でございます。契約の方法は、一般競争入札、契約金額は4億1,800万円、契約の相手方は、株式会社鈴木工務店でございます。

続きまして、具体的な工事内容について、ご説明いたします。

資料No.19、49ページをお開き願います。

工事概要でございますが、まず、図をご覧くださいますと、I期工事の施工箇所となります南校舎の位置を緑色の枠でお示しをしております。今回の改修には、学校施設環境改善交付金を活用し、昭和48年度に建築され、築49年を経過しました南校舎について、外壁や内装等の改修をはじめ、トイレについては、洋式化や多目的トイレの設置、そして、エレベーター

を新たに設置するものでございます。

続きまして、同じ資料50ページをお開き願います。

今後の予定でございますが、本定例会にてお認めをいただきましたら、10月以降から現場の工事に着手を予定しております。また、中段以降に南校舎の外壁や内装の現況写真につきまして、それぞれ掲載をさせていただいております。

最後に、51ページをご覧くださいますと、今回の入札経過に係る工事契約台帳、こちらを掲載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

管財契約課からの説明は、以上となります。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。

委員各位のご発言をお願いいたします。なお、発言の際は、委員会室での開催と同様に、着座のままで構いませんので、ご案内申し上げます。どなたかおりますか。志賀委員。

○志賀委員 私から、資料No.19の8ページですね。特別職の給与に関する条例というところで、ちょっと確認したいことがあります。

まず、確認なんですが、現行給与は、20%カットされているという認識でよろしいですか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 答えいたします。

こちらにつきましては、令和2年12月分の給料20%という規定でございますので、現行は、20%削減されていないという状況でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、その20%カットの状態、さらに今回10%10月分をカットするということ、でいいんですか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 現行は、20%削減されていない状況でございます。（「されていないの」の声あり）はい、さようでございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 分かりました。なかなかこの文を読んだだけでは、理解ができないものですから。分かりました。

それで、この前段関係なので、以前にもエクセルの転記ミスで、間違っただけで請求書を送ったということが、たしかありましたよね。今回は、どういうところで漏れたのかどうか知りませんが、やっぱり漏れた理由、なぜそうなったのか。もうちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 それでは、所管課の税務課からご説明をさせていただきます。

今回、復興特区の課税免除の誤りでございます。端的に申しますと、これまで免除しておりました対象資産に誤りがございまして、免除していない資産を免除してしまったものでございます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 挙手の上、お願いします。志賀委員。

○志賀委員 今回のようなミスを防ぐためには、どういった手だてが必要なのかということをお聞かせしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 今回の事例につきましては、法令解釈を担当職員が誤ったこと、課税免除を平成25年度から行っておりましたが、令和3年度までの分を間違っただけで行ってしまいました。まずは、こういった法令につきましては、各担当職員、十分に熟知するように、我々管理職はじめ、その制度の内容を事細かに担当職員に教え込みまして、今後の事故の再発防止をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 結局、平成24年度からということでしたけれども、以前から、結局、そういった変更時のチェック体制が、システム上の運営のチェック体制が、十分になされていなかったということから発生しているわけで、本来であれば、以前あったエクセルの1段ずれたこともあったときにも、やっぱりそのシステムというか、そういったものをきちんと見直していくことが、私は、必要なのではないのかなと。それと、こういった起こる原因が、職員の、要するに悪く言うとたらい回し人事というんですか。1年、2年、3年でころころころころ替わっていくというところに業務の習熟度が、未熟な方がやっているがためにそういった問題も起きてくるのではないのだろうかかと私なりに推測するわけですが、その辺については、どうですか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 今、志賀委員おっしゃるとおりの部分は、ございます。

それで、実は、市長からの指示もございまして、各異動に際しては、引継ぎを徹底するよう
にということで、その引継ぎの徹底を今、全庁挙げてやっているところでございます。具体的には、書類の保存場所、あるいは、重要事項について、異動があってもしっかりと引継ぎ
ができるようにという体制を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 額面上、そうやっても実際に、例えば、市民の方が窓口に来たときに対応する人が、
やっぱりしどろもどろで満足な対応ができないとか、課長も知らないとかということをちょ
こちょこ耳にしているわけですね。ですから、やはりもうちょっときちんとした、業務を理
解している人が、ただ単にくるくる回すんじゃなくて、1人ぐらいは、ベテラン職員を置い
ておいて、その人に聞けば大体分かる仕組みづくりも私は前から言っていて、必要なのでは
ないのかなと。いろんな業務を若い人に覚えてもらって、それはそれで結構なんですけれど
も、やはりそういうミスを防ぐためには、そういったチェック体制、それから、その習熟し
た人材の存在、そういったものは、やっぱり必要になっているのではないのかなと感じてい
るわけですね。これについて、ここでどうこうという結論は出ないかもしれませんが、
ただ、そういったことを頭に置いて、どうやって防げるのかということをもうちょっと、今
までも真剣ではあるんでしょうけれども、より慎重に真剣にその対策を考えていただければ
いいのかなと。

そして、例えば、今回、市長給与のカットということでぽっと出されたわけですが、今まで
のこういったものがあっても大体、管理者責任ということで特別職もカットしますというこ
とは、我々に伝えられるわけですが、実際の担当者が、どういった処分を下されているのか
というのは、我々は一切知らないわけですよ。ですから、その辺のところは、やっぱり職員
の方は、全く何も処分の対象には今までなっていないのか、今回もならないのか、ちょっと
お聞かせください。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、これまでのという話につきましては、事案の発生しま
した総務人事課で、担当職員、あるいは、その管理監督職にもヒアリングを行わせていただ
きまして、内部の委員会できっちりと処分はしてきたという経緯がございます。

今回につきましても総務人事課で、担当職員を含めまして関わった職員についてのヒアリングは、終了してございますので、今後、その中の委員会においてどういう処分を下すかということは、決定していく予定でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そういったことも議会にちゃんと逐一こうなりましたという事後報告でもいいですから、やっぱりしていただければ。結局、何ももらわないと何も処分されていないんだなどしか取りませんので、そういうところもしっかりとしていただきたいと感じております。

次に、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」です。資料No.19のページ36で、婚活の問題なんですけど、私もこの議会で何回もこの婚活を市で積極的にやったらいいんじゃないかという発言をしまいたりました。しかし、残念ながら1回だけかな。浦戸に行ってやった。それで終わりということなんですけど、今回、県のこういったポータルサイトができて、そこを利用したいという考えだと思いますけれども、この宮城県の婚活情報ポータルサイトというのは、いつ立ち上げられたんでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

令和3年9月に開設しております。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 そうすると、このポータルサイトの実績としては、どうなんですか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 「みやマリ！」の実績でございますけれども、今年の7月末現在におきまして、この「みやマリ！」におよそ2,000人登録しております。その中で、婚姻成立件数といたしましては、15件ございました。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 2,000人に対して15件と、かなりパーセンテージとしては、低い数字だなども感じるわけですが、塩竈市として独自にこういった婚活サポートを考えることは、できないんですか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

まず、今回、この「みやマリ！」を利用させていただきまして、まず、婚活の呼び水というかスタートというか、そういった形で皆さんにご紹介させていただきたいと考えております。その後ですけれども、もちろん塩竈市としても何かしらのイベントとか、そういったのも検討している次第でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 前にもこの議場で言ったことがあるんですけども、塩竈市内の団体でもモラロジーという団体と東園寺でもやっぱり婚活というのに取り組んでいるわけですね。それで、そういったところもひとつ活用したらどうですかということでお話ししたんですが、一向にその気配もないし、それと、ある自治体の商工会議所では、仲人さんの人を、希望者を登録しておいて、仲人さんが、マッチングをする。それで、仲人さんが、1件成約するごとに10万円の報奨金を出す仕組みもあるわけですね。今は、なかなか昔のように仲を取り持つという人が、おせっかいを焼く人がいなくなってしまったものですから、なかなか若い人たちが、早く結婚する人となかなか結婚できない人も多いわけで、その辺を今後どうサポートしていくかによって、塩竈市の新生児の出生数が、増えるか減るかというところにかかってくるわけですよ。ですから、そこのところをやっぱりもうちょっと予算を割いて積極的に取り組んでいかないと、今は、300人を切らんとしているわけですよ、年間の出生者数が。これが、また250人なり200人なりになったときに、塩竈市というのは、本当に衰退の一途をたどることにもなりかねませんので、今やらないと多分、駄目だと思います。ですから、そこのところの政策を担当課長にしっかりと頑張ってもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、同じ資料No.19の26ページです。

今回、市議員と市長の選挙運動の費用負担ということでこう出てきていますけれども、この費用の負担というのは、全部国が持つようになるわけですか。

○鎌田委員長 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○伊藤選挙管理委員会事務局長 市議市長選挙に関しては、市の一般財源で負担するという形になります。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 市の財政負担ですか。それで、例えば、期日前投票所の設置費用、こういったものは、どこの負担になるのでしょうか。

○鎌田委員長 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○伊藤選挙管理委員会事務局長 市長市議選に関しては、あくまで市の負担という形になります。ただ、前回の参議院選挙の部分については、国の負担という形になります。

以上でございます。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 それで、ちょっと有権者の方から要望がありまして、期日前投票に来た。ところが、手すりがない。ちょっと足の不自由な方で。そうしたら、予算がないから駄目なんですと言われちゃったということで、駄目なんですかねという話がありました。

ですから、やっぱりせっかく投票に行った方にそういう言葉を投げかけるということではなくて、今後検討させてもらいますという言葉を投稿げるだけでもいいと思いますけれども、予算がないからと一言で言われたそうなので、やはり皆さんは、塩竈市の財政が厳しいということは知っていますので、そこでしょうがないのかなという思いを持ったかと思いますが、でも、やっぱり一縷の望みを託して私のところに言ってきたわけですね、どうなのでしょう。ですから、ぜひ、今回は、検討していただければと思います。

次に、議案第57号、同じ資料No.19の48ページです。

これは、もう指定管理者導入以来ずっと1者、塩竈市内のNPO法人が、担っているわけですが、この長い間、応募団体が常に1者であったということで、本気になってそれ以外の人を応募する気があるのか、ないのか。

それで、そこには、今後の予定というところで、令和4年の10月にプロポーザル、11月にプレゼンテーション、12月に定例会に関係議案を提出と。問題は、10月、11月のプロポーザルからプレゼンテーションの期間、これが、ただ10月、11月と書いてあって、10月31日にやって、11月の例えば、1週間、2週間でやられたら、新しい人は、当然応募できないでしょうし、準備期間がないですから。だから、以前から何回もくどく言いますが、準備期間をしっかりと設けて、やっぱりそれまでに新しい人が、積算して参加できるような仕組みをつくっていかないと、確かにNPO法人で勤めている方もいますから、雇用の確保という面

もあろうかとは思いますが、やっぱり税金を少しでも節約するという意味では、やっぱりそういう団体にも頑張っていて、費用の削減を考えていただくということも大事だと私は思いますので、その辺の予定について、具体的な予定というのは、まだないのかどうか、お聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 プロポーザルの工事等の期間についてのお話でございました。

5年前、前回は、議決後から募集しましたが、4週間程度の募集期間と、かなり短いタイトなスケジュールでございました。今回は、10月とありますけれども、議決いただければもうすぐに公示したいと考えておまして、9月30日、10月と書いてありますけれども、9月中にできるのであればすぐ選定委員会を開いて行いまして、1か月半程度の期間を確保する予定でございます。

また、今回も事前に参考見積りを県内の指定管理を行っている業者をお願いしておまして、5者をお願いしたところ3者から参考見積りを頂戴しております。そういった業者には、もう一定の周知はされておりますので、そういった業者の参加は、もう見込めるものだと、あちらの都合もあるでしょうけれども、当方では見込んでいるところでございます。

以上です。

○鎌田委員長 志賀委員。

○志賀委員 一応、そういうことも勘案して計画を立てていらっしゃるということだったので、今後とも、そういう観点から入札とか、プロポーザルとかということに取り組んでいただければと思います。

私からは、以上です。

○鎌田委員長 ほかございますか。なし。終わりにしますよ。土見委員。

○土見委員 僕から、大きく4点ほど質疑させていただきます。

まず、1点目です。議案第59号です。最後の学校の工事案件です。

前段、先日のニュース、入札監視委員会が、初めて開かれたと思います。その中で、委員の方が、議案というか、案件を抽出する際の観点として幾つか、合計7つ挙げられていました。例えば、高額案件かどうかとか、1者入札かどうか、それから、高落札率だとか、あとは、同一の事業者がずっと落札しているかどうか、そういうところを案件を選定する際の着眼点に

していますというお話をされました。言い方を替えれば、こういう入札に関しては、怪しい、適正に執行しなさいという注意を受ける可能性があるというものだと思いますけれども、その抽出案理由7つのうち、今回のこの案件を見ていくと3つか4つに引っかかってしまいそうな案件で、せっかくなつくた監視委員会で何か指摘されてしまいそうなものに見えるんですけれども、その点、どのように対策といいますか、ちゃんとクリアしていますというところをどのように説明していくのか。特に前回、教育委員会の案件も一つに挙がっていたと思いますけれども、今回、どのように対応していくのかを教えてくださいたいと思います。

○鎌田委員長 千葉管財契約課長。

○千葉総務部管財契約課長 ただいまの入札に関するということでございますので、管財契約課からご回答申し上げます。

先般、委員からご指摘がございましたとおり、入札監視委員会が開催されまして、外部の目から、我々、実際の職員が、常に当たり前と思って進めてきたものについても明らかに一般常識的にはおかしいというご意見も多々いただいたところでございます。その中で、今回の案件につきましてもまさに一般競争入札として発注はしているものの、2者参加、ところが、もう1者につきましては、前日に辞退届を出されたということで、結果1者入札ということになってしまいました。結論から申し上げますと、一般競争入札をしたとしても全く競争性が働いていないということでございますので、こちらにつきましては、市としても重く受け止めているところでございます。

今後、なぜ1者しか参加されないのか、こちらでその仕様書の作り込みが、特定の業者に有利のように働いていないかとか、周知の方法等々につきましても今後、内部で協議を進めながら、指名委員会等で議論を進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この入札案件1件でどうこうというわけではないんですけれども、せっかくな監視委員会もできた。だけれども、中での対策というのは、この一件一件入札をやるごとにしっかりその対策というのを積み上げていかないと、ちゃんと外の目から見て妥当な入札というのが行われるということとはできないと思いますので、そういうところをしっかりと、入札が通ればいいというだけじゃなくて、監視された、指摘されたからどうこうではなくて、それ以前に自分たちでしっかりと対応策を取れるように、一つ一つの案件をしっかりと見て対策を考えていって

ほしいなと思います。ここは、この点で収めておきます。

次に、議案第57号のうちから、先ほど婚活の話があったので、その婚活のところを行きたい
と思います。

資料No.19の36ページです。

こちらを見させていただきますと、入会登録料の半分の5,500円をサポートします、補助し
ますということで、令和2年が154件で、新型コロナ前が、おおよそ200件だったので、50人
支援すれば200件ぐらいになるかなという、若干ちょっと楽観的に思えてしまうところがある
んですけども、今回、入会登録料の補助、要するに入会に対する敷居を下げれば、結婚す
る数は、増えるでしょうと見込んだ根拠というのを教えてください。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 その根拠というところでございます。

実を言いますと、県内の他市町村、我々が今やろうとしているこの入会費の補助を実施して
いるのが、9市町ございました。そういった35市町村中9市町というところなんですけれど
も、そういった経過がございますので、我々も同様に、まずは、補助を実施させていただい
ればということで今回の補正予算とさせていただきました。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

前例がありますということなんです、9市町の実績は、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 申し訳ございません。9市町、どの程度の件数なのかというのは、今、
ちょっと把握しておりません。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 そこを調べないと、参考にしていかどうかというのは、判断できないと思います、
全部間違った例かもしれないので。そういうことで、そのところをしっかりとってほしい
なと思うのと、あとは、今回、「みやマリ！」というサービスを利用するということなんです
が、今、ちまたに婚活アプリなり婚活サイトなり、婚活を扱う業者が非常にたくさんあり
ます。多くが、出会いがないからということで婚活をなりわいに行っていることが多いんです

けれども、先ほど志賀委員からのお話の中で、令和3年9月に始まって、現在、登録者数2,000名、成約が15件、非常にスロースタートな事業だなと思っているんですけども、本当にこの「みやマリ！」に登録すると、皆さん、結婚ができるんですか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 「みやマリ！」に登録すれば、結婚できるのかどうかというご質問でございます。

結婚できるかどうか、ちょっと分かりません、はっきり言いまして。ただ、先ほど志賀委員にもお話しさせていただきましたとおり、まず、婚活のスタートというか、きっかけというのを我々、未婚者の方に提示したいなというところで、今回、「みやマリ！」を選ばせていただいたということでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今、何でそんな変な質疑をしたかという、言ってしまうと婚活アプリとか、ほかの事業者がやっているものとさして中身は変わらないんですよ、この「みやマリ！」自体が。なので、そういうものがあふれているこの世の中で、今まで決め手となり得なかったものに対してさらにお金を投入しても、果たして効果は得られるのかというのは、非常に疑問点というのがあります。その上でもこの「みやマリ！」にかけるというお話であるならば、この「みやマリ！」の中に、今までの婚活アプリなりサイトなり、事業者がブレイクできなかった何かしらをこれに期待しているのかなと思ったんですけども、そのあたり、もし、こういう特徴があるから「みやマリ！」を使っているんですというのであれば、教えていただきたいと思えます。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

もちろん私たちもほかのサイトを見ております。全国的に展開している婚活のサイトがたくさんあると思いますが、まず、「みやマリ！」を選んだ理由といたしまして、もちろん宮城県がやっているところが、一つございます。そして、宮城県がやっている「みやマリ！」の婚活サイトは、基本的に地域密着型というか、いろいろな地域のイベントごと、そういったものに関連づけていましてイベントをやっているところもございますので、今回、先ほど

ちょっと数字が分からなかったんですけども、9市町も参加しているというところなので、我々で「みやマリ！」を選択させていただいたというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

とすると、9市町は、全部県内という話なんですか。9市町というのは、全部県内の「みやマリ！」に登録している団体のことだと、前例だということで認識はよろしかったでしょうか。よろしい。

それで、ちょっと登録数2,000名だとなかなか難しいなと思いますけれども、ちょっと根本的なところを聞きます。ちょっとなかなか発言に神経を使う話なのであれなんですけど、塩竈市に未婚の方が多いその理由は、何なんですか。今、出会いのきっかけをという話をされたんですけども、本当にそこが、塩竈市に未婚の方が多い大きな原因なのではないでしょうか。そこを伺いたいと思います。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 塩竈市の未婚率が高い原因というところでございます。

まだちょっと我々でこの婚活支援事業を今から実施させていただくというところでございますので、詳細については、まだちょっと分からない部分はあるんですが、実を言いますと、令和2年度に内閣府で出している少子化社会に関する国際意識調査というものがございました。こちらは、20歳から49歳の男女を対象とした調査でございます。この中で、日本における独身の理由で一番多い理由が、適当な相手にまだ巡り会わないからというのが50%以上あったところがございます。我々といたしましては、そういったこの50%を超えている理由もございますので、まだ巡り会えていないというのであれば、まず、この「みやマリ！」を利用させていただきまして、婚活のきっかけにさせていただければと考えております。

また、塩竈市の詳細な未婚率の高い理由につきましては、こちらの登録された方にアンケートなどを行いまして、そういった方々の意見、意識、そういったものをちょっと聞いていければと考えております。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そのアンケートの「適当な相手に出会わない」の適当な相手というのが、非常にくせ者でして、ただ単にマッチングアプリで会えばいいという問題じゃないと思います。それは、いろんなアプリとかを作っている会社も悩まれているところで、なので、ただ単に出会えばいいという問題ではない。本来は、この出会いのきっかけというのは、ちまたにあふれているのであるんだから、それじゃないところでサポートしていくのが、本来の形なのかなと思います。例えば、受験勉強の時は、大学とか、高校の入試であったって面接の試験を一生懸命やりますよね。あとは、所得を上げるためにスキルアップをするとか、様々やり方はあると思います。そのほうが、多分、大切だと思います。なので、今回、まず、第1弾として登録するのはいいと思いますけれども、結果として、多分、結婚される方の数は、低調に終わってしまいそうな気が、今、しています、予測ですけれども。なので、その次の段階というのをしっかり考えて、本当に困っていらっしゃる部分に手を差し伸べられるような事業にしていただけならと思います。

次に行きます。同じく資料No.19の48ページです。スポーツ施設の指定管理者の件です。

先ほど1者入札が続いていますという話があったんですけれども、この1者入札を避けるというか、多くの方に入札していただくということは、もちろん競争性の部分からもいいことだと思いますし、今回、取っている方法がプロポーザル方式なので、やはり競争性は、非常に重要だと思います。ここで1者入札を避ける対策は、何をお考えでしょうか。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 お答えいたします。

先ほど志賀委員にもお答えしましたがけれども、事前に参考見積りをお願いしているというのは、今回、初めて行ったことでございます。これによりまして、少なくとも頂きました3者、それからお願いした5者については、もうやるということは事前に分かっていたと思っています。

それから、これからなんですけれども、お認めいただければ、報告した際に、市内で指定管理を行っている業者にも電話連絡して、募集を今、行っておりますという連絡をさせていただきたいと思っておりますし、先ほどこちらも志賀委員に申し上げましたがけれども、前回、4週間、1か月といいますが、4週間程度だった募集期間を今回も1か月半取っておりますので、そういった期間があれば、算定できるのではないかと考えていますので、そういった形で、今回は、見込めると当方では考えております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 そうすると、1者入札になった理由としては、公示期間の短さと、それから、周知されていなかったというところの2つが挙げられるということだと認識しているということなんでしょうけれども、本当にそうなのかなというのが、正直なところであります。これまで、そのところは置いておいて、1期から5期まで事業を行ってきた中で、よりスポーツ施設が、体育館とプールが、活用されて、市民の方々のためになるような施設になるためには、今回、この6期目、募集要項とか、仕様書とか、もしくは、選定基準にまで及ぶかもしれませんけれども、どのような点に改善を加えたらいいと思いますか。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 これからの募集になりますので、ちょっと選定内容とかについては、詳しくは、申し上げられない部分もあるかと思えますけれども、やっぱり地域のネットワークですとか、スポーツ振興、どういったイベントを呼べるかとか、そういった市民に対する体育振興ですとか、それから、それ以外にもそういう場の提供、そういった体育館、プールを活用した交流の場をつくれるような、そういった政策に重きを置くというのが、これまでもですけれども、これからもそういうことを考えていただければと思っております。

以上です。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

ちょっと本当に局所的に言えばそうなのかもしれないんですけども、市民にとっても事業者にとっても本当に魅力あるプロポーザル、この入札にならないと応募もしてくれないし、使ってくれないと思います。なので、その部分は、事業者とか、市民の使う側の人を意識して、ただ単に交流ではなくて、それこそ市民だったら一日の活動の流れとか、ほかの事業との関係とか、そういうところも含めた上で、決めていただきたいなど。

募集要項、仕様書というところの作り込みの甘さが原因で、変なものができてくることを僕も議会に入ってから何件も見ています。まず、仕様書が甘い。作るのが甘い。募集要項が、非常にふわっとしている。そういうものが多く見られておりますので、ここは、お願いなんですけれども、しっかりとした本当に実現してほしいこと、そういうものを相手が間違っ

意図に捉えないように、しっかりと記載した要項なり仕様書というのを作っていただかないと、ただ箱の管理をするだけになってしまうと思いますので、その点は、お願いしたいと思います。

最後です。議案第52号です。

資料は、No.19の8ページです。

今回、道義的責任ということで、市長が、給与の減額をということで条例を改正するという話なので、道義的責任に対して、改正案の内容に10%が高いだ、低いだとか、そういうものを言うことは全くなくて、そこは、別にいいんですけども、志賀委員からも指摘がありましたように、今回、この案件の市議会に対しての報告は、民生常任委員会の協議会の1回のみになっております。さらに、道義的責任はいいとして、本来であれば、法的な責任といえますか、市民の方々が、間違えずにしっかりと税金を納めていただく、そのような事務を行うことが、大切だと思います。その上に、その後に道義的責任が出てくると思います。

実際に今後、再発防止に対してどうするのというところを伺うと、民生常任委員会の資料では、関係各課と連携を一層密にし、細心の注意を払うということで、非常に漠然とした内容です。その後、志賀委員からご質疑いただいたものだと、法令の習熟をしっかりとしていきますとか、ちょっとずれますけれども、引継ぎをしっかりとやっていきますことで対策を取られるんだと思いますけれども、これ自身もやはり言葉ではいいんですけども、実際行われるかと言われると非常に難しい。さらに作業負担が、非常に多くなってしまう方法でもあります。

ということで、実は、実務的な対策の部分で、まだまだこれからなのかなと思っております。その段階で、議会にほとんど説明もない上、このような形で給与の減額の話がされるというのは、ちょっとまだ早いのかなと思って、時期として早いのかなと思ってしまいうんですけども、このタイミングに出してきた理由をちょっとひとつ教えていただきたいなと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、再発防止策について、民生常任委員協議会で担当課からご報告があったものを、私もちょっと補足させていただきます。

今回の誤りに関しましては、複数課が関係してございました。その中で、今現在、それぞれ起案という形である合議が回ってまいりますが、その中に、書類を1つ追加いたしまして、チェックすべき項目というところをきちんとお互いにチェックするよという形で、今時

点では、まず、改善をしたというところがございます。

それから、今回、事案が5月に発生してございまして、先ほど志賀委員にもご説明をさせていただきましたが、外部の調査も終わってございます。その中で、一定の方向が出たことを踏まえまして、まずは、今回の事案については、民生常任委員協議会にご報告をさせていただいたところでございます。

実は、令和2年の下水道のときにつきましても、あるいは、8月に事案が発覚いたしまして、最終的に議会の皆様には、11月の全員協議会でご報告をさせていただきまして、その直後の12月の定例会で条例改正をさせていただいたということでございました。今回については、8月の民生常任委員会で、まず、一定のご報告をさせていただきましたので、直近の今回の9月の定例会にこの条例改正をご提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 土見委員。

○土見委員 民生常任委員会にご報告があったということなんですけれども、ここは、総務教育常任委員会です。さらに今、ご説明の中で、多分、民生常任委員会として、協議会で配られた資料にないことも多分、お話しされていたのかなと。現在進行で多分、内容が変わっていくと思うので、そうかなとは思いますが、それは、ほかの常任委員会の方々は、知り得ないこと。前回、丁寧に全員協議会を開いていただいて説明したからこそ、12月で条例が通ったものであると思います。今回は、一部の方、一部の議員だけが把握している。しかも、審査をする立場にある総務教育常任委員会には、全く話がない。そのような状況で審査をしてと言われても、背景すら何も分からないものに対して、審査は、正直できないと思います。

そして、民生常任委員会にお話があったということなんですが、重複になりますけれども、今後の防止策という部分もまだまだ生煮えな状態のように捉えられます。そこは、所管の外になるので、これ以上話はしませんけれども、もう少し丁寧に内部で検討していただいて、それで、ちゃんと事務的な対応策をしっかりとつくった上で、その上で、多分、道義的責任というのを示されるのが、順序としては、筋なんじゃないのかなと思います。

ちょっと今後こういっても平行線になるだけなので、これ以上は控えますけれども、まだ僕は、議案が出てくるのは、早い段階かなと。まずは、もう少し事務的にしっかりと固めてほしいなという思いがあります。

一応、ここまでにとどめさせていただきますが、以上で私の質疑を終了させていただきます。

○鎌田委員長 そのほかございますか。菅原委員。

○菅原委員 私からも何点か質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、資料No.19の47ページ、小中学校の新型コロナウイルス感染対策の事業でございますけれども、その中で確認したいことが何点かありましたので、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今回の目的としては、各教室にウイルスの除去の対応の空気清浄機を整備するというところで、感染拡大がされないためにこういったものを整備して空気清浄機を設けるということでございますけれども、まず、この空気清浄機の機種というんですか。整備されるのは、90台ということで、予算は1,000万円近くになるわけですが、約11万円の機種なんですけれども、この11万円の機械は、どういった機械なのか、説明していただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 空気清浄機の機種についてのご質疑をいただいております。

学校に配置するというところで、新型コロナウイルスだけではなく、花粉ですとか、いろいろなウイルス、そういったものを除去するための空気清浄機を考えておりますので、これと限定するというのではなく、ウイルス除去をする空気清浄機ということで考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

11万円となると、結構な、多分、除去の機械の中でもウイルス除去する対応型という形で、もう最高級の機械になるのかなという部分が、私の考えであります。

そういった部分では、いいんですけれども、やはりその中で、対象学年がここに示されております。小学校3年生が14台、4年生が12台、中学校の3年生が13台ということで、6月の、これはもう既に決裁済みという形で29台、小学1年生が13台で、小学2年生が16台という整備された部分がございますけれども、その中で、これが、全ての学校の学級に全部設置されるのかと言いますと、残った部分、中学校の3年生が先に出てくるわけなんですけれども、では、小学1年生、2年生というのは、どのようになっているのか、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回、整備する対象学年についてでございます。

6月の時点では、まず、低年齢児の小学1、2年生から配備をさせていただきました。そして、計画的に学年が上に上がっていったら、小学3年生、4年生と、小学校については配置いたしますが、中学校に関しましては、今後、高校受験を控えている中学3年生を対象として考えております。入試もございますし、受験勉強が、今後本格的になってくるかと思っております。冬場も迎えるというところで、まず、今回は、中学3年生を対象として配備したいと考えてまして、このようにいたしました。

以上になります。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

中学生の受験が控えているということで、感染を防ぐという意味で多分、3年生を優先させたと思います。

そこで、小学5、6年生もちょっと除かれている部分がございますけれども、その5、6年生の整備は、後からになるのか、ちょっとその辺を教えてくださいたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 今回の整備で外れているのが、小学5年生、6年生、それから、中学1、2年生ということになります。ここの部分の対象学年、学級につきまして、教育総務課の新型コロナウイルス感染症対策の予算などを活用しまして、購入していきたいということは考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

多分、予算額の部分で後回しになった部分もあるかなと思います。結構、11万円の空気清浄機ですと、かなり効果も高いのかなと。私もちょっと調べてみると、やはりほとんどウイルスとか、殺菌とか、PM2.5なんか99.9%ぐらい除去できるという形でありますけれども、そういう機械であれば、空気清浄機であれば、やはり全ての学校に、教室に設置したほうがいいのかという部分がございます。今、感染拡大も小学校低学年も含めて、かなり全国的に広まっている部分がございますので、ただ、全てが、この空気清浄機で除去できるという

ことではないと思いますけれども、例えば、窓を開けて使用すれば、それは、また違う部分もございませし、ですから、そういった部分も含めて早めに空気清浄機の機械を設置していただきたいなと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質疑に移りたいと思ひます。

49ページの第二中学校は、これは契約という形で議案52号でございませけれども、第二中学校の長寿命化改良工事に説明も先ほどいただきました。その中で、やはりこの50ページの写真を見ますと、かなり亀裂、外壁、内壁全てちょっと心配かなという部分があります。そういった部分も考えますと、やはりその隣の第Ⅱ期工事の特別教室なんかかなり亀裂もあるんじゃないかなという部分があるんですけども、その辺は、大丈夫なのか。いかがなんでしょうか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 赤い枠にあります特別教室棟についてのご質疑かと思ひます。

こちら昭和50年度に建設されているということで、47年が経過しております。そういったところで老朽化しているため、四角で囲われておりますⅡ期工事、来年度以降、工事することを考えておまして、その老朽化対策をしたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 築でいきますと、やはり特別教室のほうが古いわけで、古いというか、両方2年ぐらいの違いで、もうほとんど古い状態になっているということでございませけれども、その辺も一緒にできるか、できないかは、国の予算も含めての形だと思ひますので、第Ⅰ期、第Ⅱ期、第Ⅲ期という形で分けてあると思ひます。

もう一つ、ここでエレベーター設置というのが5番目にあるわけなんですけれども、このエレベーター設置をするための利用目的というのをちょっと教えていただけないでしょうか。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 こちらは、エレベーターを設置するのが、バリアフリー法が改正されましたので、学校施設を大規模改修するときなどに設置するよう、努力義務として定められたので、今回、この長寿命化改良工事に併せましてエレベーター設置をいたします。障がいのあるお子様、車椅子などを利用されるお様が、学校に通学するため、

また、教室間を移動するときに利用する、それから、通常車椅子を使わないお子様も移動の際にエレベーターを利用するということになります。ただ、給食の配膳、そういったことは、衛生管理上、できないものと考えておりますので、人の移動はしますけれども、給食の配膳のための移動に利用する、そういったことは、考えておりません。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

ということは、エレベーターは、人の移動のために、やはり障がいを持っている方とか、そういった方が優先的にご利用できるという形だと思います。給食の配膳等は、このエレベーターを使わないという形だと思いますけれども、私は、第三小学校の出なので、もうそのときには、新校舎ができて、エレベーターが設置されていたんですけれども、その当時は、エレベーターには乗らないよという形を取らせていただいて、もうエレベーターの前では遊ぶなというので、かなり怒られた部分がありました。そうすると、やはりこの南校舎が、多分、4階までになるんですけれども、ですから、エレベーターを生徒たちが、使うとなるとかなり大きいエレベーターになるのかなと思いますけれども、このエレベーターというのは、外付けでつけられるんでしょうかね。これは、4階までの外付けになるんでしょうか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 南校舎の外側にエレベーターの建屋をつけて、エレベーターを設置するものになります。

以上です。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

その辺も考慮しながら、エレベーターでいろんな部分で大変な経費もかかりますし、そういった部分も考えますと、やはり今は、エレベーターがないとなかなか移動なんかも大変というのは、よく分かりますので、その辺も含めて子供たちの遊び場にならないようお願いしたいなと思います。

次の質疑に移ります。

議案51号ですけれども、7ページの議案51号、これは、我々の会派の総括の中でもお話がご

ございました。質問させていただきました。我々は、公明党の取組もやっていってしまして、その内容につきましても確認させていただきました。現在の職員の現状、また、男女の比率なんかも、割合なんかも聞いたんですけれども、ただ、1点、ちょっとやはりびっくりしたのが、今現在、男性の取得率が低いという形で、20%ぐらいしかないといひます。これは、今、国の政策として進めていますけれども、国は、どのぐらいの目標が、今、あるのか。それで、我々塩竈市として、この育児休業を取得する環境整えるためにどのぐらいの目標を持っているのか、その辺、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 まず、国で明確なのは、男性の育児休業の取得についての数字というのは、今、把握はしてございませんが、2020年、総務省の調査によりますと、地方公務員の男性職員の育児休業取得率は、13.2%という数字でございますので、かなり低いという状況でございます。

今回、国で、地方公務員もそうですが、民間の育児休業法の改正も踏まえて、男性の育児参加休暇、この創設ということも踏まえて、やはり男性の育児休業の取得率の向上というところが、大きな目標でもございますので、今後、うちでも男性職員の取得率の向上に向けては、しっかりとした数値目標を定めながら、環境を整えていきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 やはり今現在、我々の年代的になると、仕事をしながら育児をするというのが、何か後ろめたいような感じも、やはり男としてはあったわけでございますけれども、時代が変わって、いろんな状況で、家庭環境も大分変わってきているということもあります。お子さんが、例えば、1人いても、出産のときに、どうしてもやはり健康な状態で出産できるというわけではないわけですね。そのとき、早産とか、そういった部分で入院しなければいけないという部分もあった場合に、やはり誰が見るのかな。周りに家族とか、そういうことがなければ、やっぱり一時預かりという形になってしまうと、小さい子供が、一時預かりまで行けないような状況も中にはありますので、そういった環境も踏まえて、そういった男性の育児休業も取りやすいような状況で塩竈市も行っていただきたいなと思ひます。なかなかいろんな状況で大変とは思ひますけれども、そういった環境も一つずつ改善しながら、この男性

の育児休業、職員の育児休業も進めていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願
いしたいと思います。

それから、最後に、議案第52号をずっと皆さんからいろいろ出ていまして、本当に今回の議
案が出されました。市長からも今回の提案理由として、やはり塩竈市の特定復興産業の集積
区域における固定資産税の免除の誤りがあったということでありました。これは、令和4年
の10月から市長の給料の減額、10%を減額するという形を出されたと思います。この案件は、
確かに私も総務教育常任委員なので、民生常任委員会に協議会で示されたんですけども、
ちょっと案件の説明の、議案の説明にあったときに、あれと思ったんですけども、やはり
我々もこの内容について、やはり先ほどもお話がありましたけれども、あってもいいのかな
という部分もありましたので、ぜひともこの辺の説明も全議員に示していただければなと思
います。この中身もやはり賦課に対する不納になった部分もございましてけれども、約55万円
ぐらいですか。それに対して市長が身を切る覚悟でやったわけですけども、やはり今回は、
なぜ起きたのかというのが、やはり問われるかという部分もあると思います。一職員のミス
という形もあるかも分かりませんが、やはりシステム上の問題はないのか、また、人
のダブルチェックとか、もっと詳しくやれば、もういろんな方のチェック体制にできないの
かという部分もあるんですけども、その辺というのは、対策としていかがなんでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 菅原委員からのご質疑をいただきました。また、なぜ起きたのかと
いうところでございます。

こちら、本当に大変お恥ずかしい話なんですけど、単純な本当に解釈ミスということござい
ます。ただ、また、システムということは、特に今回絡んでおりませんが、やはりヒューマ
ンチェック、担当者、あるいは、担当係長、担当課長、こちらのダブル・トリプルチェック
ということが、本来なされるべきだったかと思いますが、そちらが、まず、なかなか見つけ
にくかったということがございました。そういったものを検証させていただきまして、先ほ
ど志賀委員にもお答えしましたが、税務課としましては、様々税法改正ですとか、やはり専
門的な知識を要するところもございまして、特に成熟している職員を中心に、まず課員に
一人一人が、それぞれの業務をいま一度点検させていただきまして、この税という業務、こ
ちらに関しまして改めて研さんを積みさせていただく以外、対応としてないのかと思いますの
で、そこは、私も徹底させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○鎌田委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。

システムには、問題はなかったという部分も今、ご答弁がございました。やはりこのシステムもやりようによっては、やはり人間が入れることは間違いないと思いますけれども、それを未然に防ぐために機械にもできることがあるのかなという部分もあると思います。やはりこういう皆さんの税金とか、いろんな市税もそうですけれども、住民税もそうですけれども、そういったものが、全てこの役所に集約されている部分があるとなると、やはりこのシステムももう一回見直すときに来ているんじゃないかな。その機械のシステムが、いつ頃システムが構築されたのかというのもあると思いますけれども、どんどんこのシステムが新しい部分にもなっているんですけれども、そういった部分もチェックできるような体制も必要かなという部分も私は、そう思っております。DXもやはり発足するわけですけれども、その辺も含めて、その中身をやはりDXの中にもそういったことも考えながら、新しい体制、先ほども人材ということで出ましたけれども、専門的なものもあると思いますので、そういった人材も確保できるような部分もこの塩竈市として取り組むべきではないかな。以前も令和2年もございましたし、これからあるかないか分かりませんが、それを未然に防ぐためにもやはりこのシステムも、構築も必要になってくるんじゃないかなと私は、思っております。

今回の市長の身を切るということで、この携わった人の本当に責任というのは、大変かなと思います。やはり皆さんが、一生懸命やっている部分は、よく分かっておりますけれども、これを一つのプラスに変えて、これから一步先を行く対策にも取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○鎌田委員長 ほかはございますか。小高委員。

○小高委員 それでは、お伺いをいたしてまいります。

まず、議案第59号、長寿命化改良工事からちょっとお伺いしたかったのですが、先ほど様々ほかの委員からもお伺いがありまして、その中で、特に入札に係る部分で、1者前日に辞退をされたということで、仕様書の関係、その他もろもろお話がありました。

それで、前段この案件については、1回入札をかけて不調に終わった経過もあったかと記憶しているんですが、ここをちょっとお願ひなんですけれども、そのあたりを含めて、ぜひ、

先ほどおっしゃいましたその仕様書の関係のところをぜひしっかりとやっていただければいいかなと思います。そこについて、お願いをしておきたいと思います。

それで、いろんな形でスケジュールが動いていくといえますか、そういった今までの経過があった中で、50ページのところには、今後の予定ということで書いてありますが、令和5年3月に工事完了、引渡しということで、やはり通常と違う状況で子供たちが授業に臨む、そういった状況があるわけですが、そういった意味では、今後の見通しとしては、例えば、学年が上がる、あるいは、新入生が入るタイミングでは、しっかりこの工事が終わって、新しいところで受けられるという、そういった見通しで捉えていいのか、そこをお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 小倉教育総務課長。

○小倉教育委員会教育部次長兼教育総務課長 10月に本契約手続を行いまして、その後、速やかに工事着工をしたいと考えています。そして、本来であれば、1年近い、1年というか10か月程度の工事の内容にはなっているところですので、その半年余りの工事期間のところ、短縮できる、安全性が一番大切なので、安全面を確保した上で、工事を進めていただく。ただし、3月に終わらない可能性もあるのかなとは思っております。そういった場合には、学校、それから保護者、生徒の皆さんに、そういったところをきちんと早めに周知しながら、対応していきたいと考えております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第57号「令和4年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、これも先ほど来、お問合せがありましたので、理解をしたところではあるんですが、48ページ、塩竈市スポーツ施設の指定管理者候補者選定に向けた取組ということで、これまで応募団体数1者ということでずっとやってこられたということでありましたけれども、先ほどここをお任せするに当たって、こういった形で取り組んでいただきたいかだとか、そういった市の狙いといったものについて、ちょっと簡単にご説明をいただいたんですけども、やはり例えば、そういった狙いがあるって、そこに対してこれまでの取り組まれてきた中で、その活用の実績といえますか、その市の狙いに対して、こういった評価があったのか、そのあたり、ちょっとお聞きをした上で、今後、こういうふうにやりたいんですというところをちょっとお聞きをした

かったんですけれども、そのあたり、いかがでしょうか。

○鎌田委員長 武田文化スポーツ課長。

○武田教育委員会教育部生涯学習課長兼文化スポーツ課長 これまでの指定管理の取組につきまして、毎年度実績報告をもらっております。また、指定管理の終わる前の年度といたしますか、そこまでの実績を通しまして、自己点検というものを出示してもらっております。それを基に我々でもその評価をしているところでございますが、細かいケースは申し上げられませんけれども、おおむね達成はできているものとは捉えております。

以上です。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

確かにこれから募集をかける中で、どこまで詳しくこっちもお聞きしていいのかというのがあったんですけれども、こういったものについて、しっかりとした狙いを持って、それに対して応募していただいて、取り組んでいただいた。そこに対してしっかりとした評価を行った上で、先ほど土見委員からもありましたけれども、例えば、その仕様書の上で、今度は、そういったところをしっかりと反映をさせていく。その上で、競争性というところに加えて、しっかりとお預けした施設が、活用されていく、そういった取組をしていただきますように、ここは、私からも重ねてお願いをしておきたいと思います。

続きまして、戻りまして36ページの婚活支援事業について、若干お聞きをいたします。

前段、協議会で頂いた資料を見ますと、そこでは、確かに特にその未婚率のところ、塩竈市というのが、ほかの自治体と比べて高いということでの一つの根拠といたしますか、今回、取組に当たっての一つの根っこの部分が、そこにあるのかなと思ったんですけれども、1つには、未婚率が高いということが、なぜいけないんだろうとも思うわけですが、そこについては、どのようにお考えでしょうか。

○鎌田委員長 木皿政策課長。

○木皿総務部政策課長 お答えいたします。

未婚率が高いということについて、なぜいけないのかという話でございます。

我々、実を言いますと、この婚活支援事業というものに関しましては、人口増加策の一つの策として考えております。ご存じのとおり、塩竈市では、今年の4月から、新婚さんいらっしゃい事業とか、こんにちは赤ちゃん事業とかということで、定住促進、そして、人口増加

策という策を取っております。その前段のこの婚活支援ということをごさせていたしまして、そういった現在、やっておりますこにちは赤ちゃん事業などの事業につなげていければなと考えておりますので、今回、補正予算を出させていただいた次第でございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。人口増加策という一つの考え方の中で、未婚率というものを一つの要素として、そこを引き上げていくような取組だと、こういうことで理解をいたしました。

それで、婚姻そのものを望むか、望まないかというのは、当然そこは自由な観点で見られてしかるべきだと思えますけれども、一つやはり捉え方としては、婚姻を望まれる方々が、婚姻に至らない、その理由について、先ほどこれも土見委員からあったんですけども、何で塩竈市は高いんだろうというあたりをすぐすぐということではなくても、そこをしっかりと一つの分析をしていただきたいなという思いがあります。

先ほど内閣府の調査というお話もありました。そのマッチングに問題があるということが50%ということだったんですけども、マッチングに問題があるのは、恐らくは、内閣府の調査ですので、塩竈市だけということではなくて、基本的には、婚姻したくてもできないという方にとっては、そのマッチングの一つの大きな要素ということにはなるんだと思えますけれども、その中で、何で塩竈市が高くなるんだと。ほかの市町だと、どうしてそこが、塩竈市よりも低くなるんだろうというあたりをちょっと捉えていただいた上で、この取組に関してどうということではないんですけども、将来的に人口増加策としてしっかりと位置づけていくのであれば、そのあたりを分析した上で、今後の施策展開にぜひ生かしていただきたいと思って、お伺いをいたしました。

基本的なそのマッチングの取組というのが、どのぐらいであれば効果があって、どのぐらいであれば効果がないというのが、私も登録したことがないので分からないんですけども、例えば、先ほど2,000人に対してご成婚されたのが15組ということで、正直1%にも満たないという状況の中で、それが高いのか、低いのか、私、ちょっと分からないんですけども、そういった状況で、ここで50人の支援目標とするということでありました。この割合どおりにいくのであれば、果たして1組うまくいか、いかないかという取組にもなるので、これはこれで、まず取り組んでいただくことは、非常に結構だと思いますが、それを今後深めていくような取組というのが、どうしても必要かなと思いますので、その点について、ち

よっと発言をさせていただきました。ぜひお願いしたいと思います。

次です。議案第51号でちょっとだけお聞きをしたいと思います。

育児休業に関わる部分なんですけれども、先ほど来、お伺いがありましたので、一定のところは理解をいたしました。そして、1点ちょっと確認だったんですが、主な改正内容の(2)のところ、会計年度任用職員の取得要件の緩和と、この任用されていることが必要な期間が、現行から改正後にこのように替わるというのは、どういった中身になるんでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員の方が、子の出生後8週間以内に取り得る育児休業でございます。これにつきまして、任用されている期間が、1歳半以降までと長い期間であったものが、短縮されて、より取りやすくなったと考えてございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 お子さんの出生後8週間以内に取り得る育休ということですね。それで、現行において、子が1歳6か月に達する日以降まで任用されていることが必要だと。これは、制度そのものが成り立たないような感じがするんですけれども、そういった捉え方でよろしいでしょうか。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 これは、非常にちょっと難しい制度でございます、簡単に申し上げますと、1歳半以降はもう雇いませんよということを明らかにこちらで明示をしていない限りは、皆さん、全ての職員が適用されている制度ではございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

原則その1会計年度という雇用の定めがある中で、この現行の規定というのが、任用されていることが担保されているというか、確保されているか、そういう捉え方だとこれは、成り立たないなと思ったので、ちょっとお聞きをいたしました。そういった中で、こういった形で改正されるということで、理解をしたところであります。

最後、議案第52号について、私からもちょっとお伺いというか、思いますけれども、正直な

話をしてしまうと、最初この議案を頂戴をしたときに、非常に私としては、戸惑いました。議案の中身としては、先ほど来、ありましたとおり、今回の課税誤りに対しての道義的な部分での条例改正だということでお話はあったんですが、市長ご自身が身を切られるという、その前段のところ、経過ですとか、あるいは、今後再発をさせないための取組、そういったものが、前段でしっかりとあった中で、その上で、ご提案をいただくのであればとんとんと理解をするんですけれども、今回、所管が、今年度から組織改編の関係もあって、前段の説明が、民生常任委員会になった。その上で、今回、総務教育常任委員会には、この条例改正という形で出てきたんですけれども、少なくとも私は、この資料を見る限りでは、これをどのように判断すればいいんだろうかというところで、まず一つ戸惑いがあったということは、申し上げておきたいと思います。

そういった点では、一つ、その再発防止策、その他、先ほど来、この質疑のやり取りの中では、様々あるわけですが、しっかりそういったものをお示しいただいた上での話かなということでお聞きをしておりました。

それで、冒頭総務人事課長から説明いただいた中身の中で、令和2年度の同様の事案の際には、一旦全員協議会が開かれたということで、その後の提案となったということでご説明があったんですが、今回は、民生常任委員協議会での説明になった。そこというのは、何か違いがあつてのものだったのか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

○鎌田委員長 鈴木総務人事課長。

○鈴木総務部次長兼総務人事課長 総括の中で伊勢議員にちょっと申し上げたところではございますが、令和2年度の下水道につきましては、まず、金額全体で6,000万円を超えたという大きな金額でございました。その中で、約4,000万円近くが、時効が成立して、使用料が徴収できなかったというその金額の大きさが、まず1点。それから、今回の下水道の案件につきましては、発覚した後の職員の対応にやはり不備があったということで、最終的には3人の職員に懲戒処分が下された。そういったところの案件の重さを鑑みまして、下水道につきましては、全員協議会を開かせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 当時の事情については、理解をいたしました。

ただ、蓋を開けてみればこうだったんだよという中身があつてのご判断かとは思いますが、

我々としては、情報を得た上でないと、例えば、その金額の多寡とかというのものもあるとは思いますが、そのあたりが、やっぱり全員協議会という形でしっかりと示して、所管が違うというのであれば一回示していただいた上で、こういったものを提案していただかないと、正直この場で、これに対して賛成です、あるいは、反対ですというものを何を根拠にすればいいのか。その上で、単純に市長が、身を切られるということで、はい、分かりましたということで、ただただ認めるということも私としては、ちょっと責任を持ってこれに取り組んだ、向き合ったということには、ちょっと解釈できないかなと捉えておりました。

そういった意味では、ぜひそのあたり、丁寧な説明ですとか、そういったものを今後ぜひ行っていただきたいなということは、強く思っておりますので、その点については、お伝えをしておきたいと思います。

それで、ちょっと分からなかったんですけども、国との関係で、課税免除していった部分に対して国から補填があるというお話だったと思いますが、今回、たしか事業者からは、納めていただいたというご説明もどこかであったような気がしたんですけども、その国との関係でどういうふうになっていくのか、そこをちょっと確認したいと思います。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 それでは、いま一度、制度の確認をさせていただきながら、減収補填の対応ということもご報告させていただきたいと思います。

今回、更正が可能となりましたのが15件ございまして、274万3,800円、こちらを平成29年度から令和3年度分ということで、各事業者、15事業者に足を運び、また、謝罪をいたしまして、全て8月24日までに納入をいただいたところでございます。

また、不納額となりますのが、平成26年度から28年度まで、こちらは、税法で言いますところの徴収権が時効により消滅したものでございます。こちらが16事業所、255万6,100円となっております。こちらにつきましては、今回の市長の減額の部分での一部対応という形になるかと存じます。

また、お尋ねがございました減収補填額の国への返還でございます。

ご案内のとおり、復興特区で固定資産税の課税免除を行いますと、減収が生じた部分、国から全額減収補填いただいておりますが、なお、課税免除の原資につきましては、定期的に宮城県の市町村課にご報告をさせていただいております。

また、発生直後の5月の段階で、県市町村課にお邪魔いたしまして、復興庁にもご確認いた

だきましたが、今回の課税誤り分につきましては、修正報告という形で、今年の6月29日付で本市財政課経由で県の市町村課に報告をして、こちらにつきましては、完了してございます。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 ということは、これを報告した上で、後々、この分については、国から補填されたらお返しするという中身になるんですね。

○鎌田委員長 鈴木税務課長。

○鈴木市民生活部税務課長 ちょっと説明が悪くて申し訳ございませんでした。

令和4年度もまた新たにこちらの課税免除の申請が、現在、16事業者からご相談いただいております。また、年度途中の事業者の都合によります修正ということも入っております。ということがございますので、各年度2回、そういった収更正がある場合の報告をさせていただいておりますので、総体といたしまして国の減収補填額に影響のないような対応になりますので、今後の修正も含め、その都度その都度修正報告という形を取らせていただいております。

以上でございます。

○鎌田委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ぜひ、こういった分からないことも多々ありますので、前段の説明というものが、やはり欲しかったということをちょっと最後に申し上げておきたいと思います。

以上で終わります。

○鎌田委員長 ほかがございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午前11時49分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

議案第52号については、継続審査を求める意見がありますので、継続審査について、お諮りいたします。

議案第52号を閉会中の継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、議案第52号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

では、残り分について、お諮りいたします。

議案第51号、第56号、第57号及び第59号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 全員であります。よって、議案第51号、第56号、第57号及び第59号については、原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時51分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員長 鎌 田 礼 二